

長期履修制度について

兵庫県立大学大学院経済学研究科において、「長期履修制度」を平成 17 年度入学生から導入します。

1. 趣旨

この制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程 2 年、博士後期課程 3 年）では大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象としています。事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得することができます。

2. 出願資格

長期履修学生として出願することができる者は入学資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）
- (2) 育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) 病気等その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

3. 在学期間

長期履修学生の在学期間は博士前期課程（修士課程）にあつては 3 年以上 4 年以下、博士後期課程にあつては、4 年以上 6 年以下となります。なお、長期履修を認める期間は 1 年単位です。

4. 長期履修制度に係る授業料

兵庫県立学校授業料等徴収条例で定められた大学の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修学生として認められた在学期間（以下「長期在学期間」という。）の年数で除した額とします。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算されます。

$$\text{長期履修学生の年間の授業料} = \frac{\text{通常の授業料} \times \text{標準修業年限}}{\text{長期在学期間の年数}}$$

5. 長期在学期間の延長

長期在学期間の延長は認められません。

6. 長期在学期間の短縮

長期履修学生が長期在学期間を満了しないうちに課程を修了する必要単位数を取得する見込みのある場合は、長期在学期間の短縮をすることができます。

なお、在学期間を短縮する場合は、短縮を認められるときに短縮に係る授業料の差額が必要となります。